

はじめに

この「交通安全計画実施結果」は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第3項の規定に基づき策定された「平成24年度三重県交通安全実施計画」の推進結果を取りまとめたものです。

平成24年度は同法25条第1項の規定に基づき策定した第9次三重県交通安全計画（平成23年度～平成27年度）の2年目にあたり各関係機関・団体で各種の施策や取組を積極的に推進していただきました。

その結果、交通事故死者数95人は、平成23年と並び三重県が統計を取り始めた昭和29年以降最少の死者数となり、10年前の平成14年の半数以下まで減少しました。

また、交通事故死傷者数についても、平成24年は13,382人、前年に比べて526人の減少となり、各種交通安全施策の成果が着実に現れているものと考えます。

しかし、依然として1日当たり27.7件の人身事故が発生し、36.3人が負傷し、0.3人が亡くなっております。

こうした状況のなかで、県民を交通事故の脅威から守り、「安全かつ円滑・快適な交通社会の実現」を図ることは緊急かつ重要な課題であります。

このため、平成24年度の実施結果を踏まえつつ、今後も各機関が総力をあげて、毎年度の実施計画に盛り込まれた施策の推進に取り組むとともに、関係機関相互の連携を一層強め、総合的かつ効果的な施策を推進していきます。

また、県民や民間団体との連携・協力体制を強化し、家庭、学校、地域、職場などと一体となった幅広い取組みを展開し、交通事故の抑止に努めます。